平成２７年（フ）第１１号
茨城県つくば市下平塚297番地４　成島ハイツ107号
債務者　軽部　　誠
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
香川県小豆郡小豆島町神懸通甲357番地２
債務者　吉仲　　崇
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３号
香川県さぬき市津田町津田１番地９
債務者　八木　哲夫
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７５号
長崎県長崎市御船蔵町５番27号、旧住所長崎県長崎市江平１丁目４番９号　コーポ93江平201号
債務者　深堀　美恵（旧姓嶋）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
長崎県長崎市大浜町1492番地２、住民票上の住所長崎県長崎市錦３丁目16番10号
債務者　岩瀬マリ子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
前住所長崎県長崎市花丘町７番24号
債務者　平田　勲子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長崎県諫早市西栄田町1053番地６　高橋アパート右側１号、住民票上の住所長崎県諫早市宇都町22番13号
債務者　榎並　勇次
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４号
福島県いわき市平上大越字岸前89番地
債務者　小野しげ子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４号
茨城県坂東市矢作27番地３、前住所茨城県つくば市下萱丸436番地（みどりのＡ92街区１）アルストロメリアＡ棟101号
債務者　冨山　雄基
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９号
茨城県結城郡八千代町大字塩本548番地33
債務者　大野　文子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１１号
茨城県古河市前林1979番地１
債務者　森　　雅史
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２６号
茨城県古河市上大野2371番地４
債務者　飯田たけ子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２７号
茨城県筑西市岡芹1076番地18
債務者　日向野　進
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２９号
茨城県古河市磯部10番地14　秋山ハイツ東203号、前住所茨城県古河市北町４番27―217号　ルネ古河若葉
債務者　神山　重信
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３０号
茨城県古河市女沼233番地１
債務者　大武　弘明
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８１号
千葉県茂原市高師台２丁目５番地９　メゾンポピュレール202号
債務者　鈴木　喜市
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
千葉県茂原市千沢922番地39
債務者　大月　美子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係